

令和7年度版

豊富町 子育てガイドブック

発行：豊富町役場 町民課 子ども係



目次

第1章 妊娠がわかったら 1

妊娠届・母子健康手帳の交付	妊産婦健診料金
妊産婦健診の交通費の助成	妊婦健康相談・栄養相談
妊婦のための支援給付	産前産後期間の国保税・国民年金保険料の免除

第2章 赤ちゃんが生まれたら 3

出生届	児童手当
「牛乳補助券」の交付	
出産育児一時金等	乳幼児等医療費の助成
未熟児療育医療費の助成	
新生児等聴覚検査費の助成	新生児・乳児訪問
赤ちゃんの健診	
ファミリー・サポート・センター	乳児紙おむつ等購入助成

第3章 幼児期（1歳から小学校就学前）に入ったら 8

子どもの健診	児童手当等
医療費の助成制度	親子教室「コアラの会」
早期療育通園センター	ファミリー・サポート・センター

第4章 子どもの病気・予防接種 10

定期予防接種	
任意予防接種	子どもがかかりやすい病気

第5章 保育園・子育て支援センター 12

豊富町立保育園	一時預かり
保育料の軽減	保育園給食費の軽減
子育てサロン	ぴよちゃんクラブ
子育てサークル	親子遊びの広場
チャイルドシートの貸出し	子育て相談

第6章 小学生になったら（なる時）・・・・・・・・・・15

小学校の入学手続き

小規模特認校制度

通学区域の学校の変更及び区域外通学

小学校の転校手続き

医療費の助成制度

児童手当等

ファミリー・サポート・センター

就学支援

小学生学校給食費の軽減

その他の支援

第7章 中学生になったら（なる時）・・・・・・・・・・20

中学校の入学手続き

小規模特認校制度

通学区域の学校の変更及び区域外通学

中学校の転校手続き

医療費の助成制度

児童手当等

中学生学校給食費の軽減

就学支援

第8章 高校生への支援・・・・・・・・・・23

豊富町修学資金貸付

豊富高等学校資格検定料の助成

豊富高等学校入学生への制服費等の助成

高等学校等就学支援金

その他の奨学金制度

医療費の助成制度

児童手当等

第9章 障がいのある子のために・・・・・・・・・・25

障がい者のための手帳

各種手当等

子ども早期療育通園等支援事業

障がい児通所支援

福祉灯油の支給

重度心身障害者医療費の助成

自立支援医療制度

第10章 ひとり親家庭への支援・・・・・・・・・・29

児童扶養手当

ひとり親家庭等医療費の助成

生活などの相談

母子父子寡婦福祉資金貸付金

福祉灯油の支給

就労支援（資格取得のための給付金）

第11章 その他の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

不妊治療費の助成

不育治療費の助成

民生委員・児童委員活動

児童虐待の早期発見

どさんこ・子育て特典カード

関係連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

はじめに



各ページに記載されている ※健康保険証 について

2024(令和6)年12月2日以降、現行の健康保険証が新たに発行されなくなりました。健康保険証のほかに以下の書類でも健康保険情報の確認ができます。

- ・保険者が発行した資格確認証または資格情報のお知らせ
- ・マイナポータルの健康保険情報が確認できる画面のデータ

📧 ご不明な点は、各ページの担当係にお問い合わせください 📧

第1章 妊娠がわかったら

(担当:保健センター Tel82-3761)

妊娠届・母子健康手帳の交付

医師から妊娠と診断され出産予定日が確定した後、豊富町保健センターに妊娠の届出をすると、母子健康手帳が交付されます。



妊産婦健診料金

妊婦健診14回分・超音波健診11回分と、産婦健診2回分が助成されます。
道外の病院で受診した場合も、限度額以内ですが健診料金が助成されますので、豊富町保健センターへご相談ください。

妊産婦健診の交通費の助成

妊婦健診や出産時、産婦健診時の交通費が助成されます。

- ① 妊婦健診 … 14回分
- ② 出産のための受診 … 1回分
- ③ 産後2週間健診 … 1回分
- ④ 出産後1ヶ月の産婦健診 … 1回分



妊婦健康相談・栄養相談

母子健康手帳の交付時などに、妊婦さんの健康や食事のことについて、お話をお伺いします。困ったことや気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

また、毎月パパママ教室を育児教室と合同で開催しています。乳幼児の発育や発達について学ぶことができます。

沐浴練習も可能です。ご希望があれば個別に対応しますので、保健センターまでご相談ください。

妊婦のための支援給付

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、保健師等による面談を効果的に組み合わせて妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。

妊婦の認定後（胎児心拍の確認後）	→ 5万円
妊娠している（いた※流産・死産等を含む）こどもの人数	→ × 5万円

●事業の流れ

①母子健康手帳交付時に面談を実施し、申請書に記入していただきます。

⇒5万円の給付

②妊娠8か月頃、後期妊婦健康相談に合わせて訪問等で面談を実施し、申請書に記入していただきます。

⇒妊娠している（いた※流産・死産等を含む）こどもの人数 × 5万円の給付

お問い合わせ先

○面談について 保健センター ☎0162-82-3761

○給付金支給手続きについて 町民課 子ども係 ☎0162-73-1036



(担当:役場 財政課 税務係 TEL73-1772、町民課 戸籍住民係 TEL73-1028)

産前産後期間の国保税・国民年金保険料の免除

国保に加入している出産予定の方、または出産された方の出産予定月または出産月の前月から4か月間の国保税・国民年金保険料の一部が免除されます。出産等に係る手続きの際に、担当窓口へお越しください。

妊娠85日以後（12週目以後）の死産・流産（人工妊娠中絶・早産も含む）の場合も対象となります。

＜手続きに必要なもの＞

- 母子手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- 届出人の本人確認書類

お問合せ先

○国保税について 税務係 ☎0162-73-1772

○国民年金保険料について 戸籍住民係 ☎0162-73-1028

第2章 赤ちゃんが生まれたら

(担当:役場 町民課 戸籍住民係 TEL73-1028)

出生届

生まれた日から14日以内に、お住いの地域か出産した病院がある地域の役場、役所に届け出てください。

<手続きに必要なもの>

- ・出生証明書(出産した医療機関が作成したもの)
- ・届出人(父か母)の印鑑(押印は任意)
- ・母子健康手帳



(担当:役場 町民課 子ども係 TEL73-1036)

児童手当

高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの子どもを養育している方に支給されます。生まれた日から16日以内に届け出てください。

<手続きに必要なもの>

- 請求者(養育者)名義の預金通帳またはその写し(請求者は所得が高い方です)
- 請求者及び請求者の配偶者のマイナンバーが確認できるもの
- 請求者及び請求者の配偶者の※健康保険証
- 請求者の本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)

<支給額(月額)>

- 3歳未満第1子・第2子・・・15,000円
- 3歳未満第3子以降・・・30,000円
- 3歳以上高校生年代まで第1子・第2子・・・10,000円
- 3歳以上高校生年代まで第3子以降・・・30,000円

(担当:役場 農林水産課 酪農振興係 TEL73-1352)

「牛乳補助券」の交付

子育て世帯の健康増進及び地場産牛乳の消費拡大のため、豊富町産の牛乳やヨーグルトの割引券を交付します。

- 対象:0歳から高校3年生までの子どもがいる豊富町在住の世帯
- 交付枚数:子ども1人につき50枚
- 交付窓口:役場 町民課 子ども係



出産育児一時金等

国保に加入している方が出産した場合、申請により出産育児一時金が支給されますので、出生届等の手続きの際に、担当窓口へお越してください。

妊娠85日以後(12週目以後)の死産・流産の場合も支給対象となります。

※国保以外の方

ご加入している健康保険の制度で給付されますので、勤務先へご確認ください。

<手続きに必要なもの>

- 産科医療保障制度の同意書
- 世帯主の口座の通帳
- 出産に係る費用の領収書
- 世帯主の印鑑

乳幼児等医療費の助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日(高校3年生)までの子どもの医療費の全部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。

<手続きに必要なもの>

- 印鑑
- 子どもの※健康保険証
(出生等により手続き中でお持ちではない場合は、親の※健康保険証)
- マイナンバーを確認できる書類
- 転入された方及び、単身赴任中の方は、所得と課税状況を証明する書類

未熟児養育医療費の助成

体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする赤ちゃんに対して、その治療に必要な医療費の自己負担分を助成します。

(所得によって自己負担額が変わります。)

<手続きに必要なもの>

- 養育医療意見書(担当医師に記入してもらう)
- 印鑑、※健康保険証
- 所得と課税状況を証明する書類

<助成の対象となる医療費>

- 入院中の診察、医学的処置、薬剤、治療材料の支給など
- 入院中の食事代(ミルク代)
- 移送費



新生児等聴覚検査費の助成

生まれたばかりの赤ちゃんを対象に、退院するまでの間に病院で実施されます。その検査費用が助成されますので、保健センターへご相談ください。



新生児・乳児訪問

保健師が自宅を訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態、育児の相談・支援をおこないます。

赤ちゃんの健診

- ① 1か月健診
生後28日以内の赤ちゃんを対象に、出産した病院で健診をおこないます。
- ② 4か月健診
3～4か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談、医師の診察をおこないます。
- ③ 6か月健診
6～7か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談、医師の診察をおこないます。
- ④ 乳児精密健康診査
健康診査の結果に基づいて、医療機関等で詳しい検査をおこないます。
- ⑤ 9か月健康相談
9か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談をおこないます。
- ⑥ 12か月健康相談
12か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談をおこないます。
- ⑦ のびのび教室
産後のお母さんと赤ちゃんを対象に、健康相談、健康教室をおこないます。



ファミリー・サポート・センター

「子育ての応援を受けたい」「子育ての応援を行いたい」という方が、おねがい、まかせて、両方のいずれかの会員に登録して、互いに助け合いながら地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

<会員の種類>

- おねがい会員…子育ての応援を受けたい方
(0歳～小学校6年生までの児童を養育している方)
- まかせて会員…子育ての応援を行いたい方
(町内在住の18歳以上の方で心身ともに健康な方 ※学生除く)
- 両方会員…おねがい会員とまかせて会員を兼ねる方

<利用料について>

- 平日…30分あたり 500円
- 土日祝…30分あたり 550円

※交通費…5kmごとに100円

※複数の子ども(兄弟)を預ける場合…2人目からは半額

※その他…食事等実費にかかる料金

<利用料助成について>

- ①児童扶養手当受給世帯、低所得世帯(生活保護世帯、住民税非課税世帯)、特別児童扶養手当受給世帯、多胎児のいる世帯
⇒4/5助成(平日:30分400円助成、土日祝:30分440円助成)

- ②上記以外の世帯

⇒3/5助成(平日:30分300円助成、土日祝:30分330円助成)

<会員登録について>

- ・会員登録はセンターで随時募集をしています。
- ・本人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。
- ・会員登録は無料です。(まかせて会員は随時講習会を受講していただきます)

<こんな時に利用できます>

- ・保育園・学童保育・塾等の施設などへの送迎
- ・保育終了後や放課後の子どものあずかり
- ・買い物等外出時のあずかり
- ・保護者の仕事やリフレッシュによるあずかり など

活動場所は原則、まかせて会員の自宅です。



乳児紙おむつ等購入助成

子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として、乳児(0歳～1歳未満)が使用する紙おむつ等を購入した保護者(養育者)へ費用の一部を助成します。

- 対象:豊富町に住所を有し、事業開始日以降に出生した乳児の保護者
- 期間:乳児が出生(転入)した日の属する月の翌月から、1歳の誕生日までの間
(令和7年4月生まれの場合→令和7年5月～令和8年4月まで)
- 費用:月額5,000円まで
- 品目:紙おむつ・紙パンツ・布おむつ・おむつカバー・おしりふき・粉ミルク類、
哺乳瓶、替えニップル、紙おむつ指定ごみ袋

＜手続きに必要なもの＞

- ・申請者名義の通帳(初回申請時のみコピーをとらせていただきます)
- ・申請者の印鑑
- ・購入した日、品物、金額がわかるレシートや領収書などの書類
- ・申請書(子ども係窓口にてお渡しします)

※申請書は豊富町ホームページからもダウンロードできます。



第3章 幼児期(1歳から小学校就学前)に入ったら

(担当:保健センター Tel82-3761)

子どもの健診

① 1歳6か月健診

1歳6か月頃のお子さんを対象に、健康・栄養相談、医師・歯科医師の診察等をおこないます。

② 2歳児健康相談

2歳のお子さんを対象に、健康・栄養相談をおこないます。

③ 3歳児健康診査

3歳のお子さんを対象に、健康・栄養相談、医師・歯科医師の診察等をおこないます。

④ 乳幼児歯科検診・フッ素塗布

1歳～3歳のお子さんを対象に、歯科医師による歯科検診、歯科衛生士によるフッ素塗布、保健指導をおこないます。

(担当:役場 町民課 子ども係 Tel73-1036)

児童手当等

① 児童手当:3ページ参照

児童手当は、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

② 児童扶養手当:29ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。



医療費の助成制度

- ①乳幼児等医療費の助成:4ページ参照
- ②重度心身障害者医療費の助成:28ページ参照
- ③ひとり親家庭等医療費の助成:29ページ参照

(連絡先:保健センター TEL82-3761)

親子教室「コアラの会」

お母さんと子ども、子ども同士のふれあいや遊びを通して、子どもの言葉の発達や運動発達、精神発達を促すよう支援をおこなう会です。

1歳6か月、3歳児健診等でコアラの会への参加が必要と認められたお子さんとご家族へ、保健センターから詳細をご案内します。

(担当:役場 町民課 社会福祉係 TEL73-1038)

早期療育通園センター

個別に療育や訓練等が必要と思われるお子さんが、稚内市にある「早期療育通園センター」へ通園することにより、集団生活に参加しやすくなったり、ご家族が育児などのアドバイスを受けることができます。

通園に要した費用の一部を助成する事業があります。

- 子ども早期療育等支援事業:27ページ参照

(担当:役場 町民課 子ども係 TEL73-1036)

ファミリー・サポート・センター

6ページ参照

地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

「おねがい会員」は0歳～小学校6年生までの児童を養育している方が対象です。



第4章 子どもの病気・予防接種

(担当:保健センター TEL82-3761)

予防接種は、予防接種法に基づき、次のとおり定期予防接種と任意予防接種があり、お子さんの体調のよいときに、対象年齢や接種方法を守って接種してください。

赤ちゃんは特に病気に対する抵抗力がありません。

定期予防接種

種 類	対象年齢	回 数	標準的な接種時期
ロタウイルス ワクチン(1価)	生後6週～24週	2回	・1回目は、生後20週までに ・4週間以上の間隔をおいて2回目
B型肝炎	生後2か月～ 1歳未満	3回	1回目:生後2か月から 2回目:1回目接種から27日以上 3回目:1回目接種から139日以上の間隔
小児用肺炎球菌	生後2か月～ 5歳未満	初回3回	・初回接種開始は生後2か月～7か月
		追加1回	・生後12か月～15か月 ・ただし、初回(3回)終了後、60日以上の間隔をおく
Hib (インフルエンザ菌B型)	生後2か月～ 5歳未満	初回3回	・初回接種開始は生後2か月～生後7か月
		追加1回	・初回終了後7か月経過後～13か月
四種混合 (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・不活化 ポリオ)	生後2か月～ 7歳6か月未満	1期 初回3回	・生後2か月～生後12か月
		1期 追加1回	・3回目の接種終了後12か月～18か月の 間隔をおく
五種混合 (ジフテリア、百日咳、 破傷風、不活化 ポリオ、Hib) ※令和6年4月1日以降に 接種を開始するお子さん	生後2か月～ 7歳6か月未満	1期 初回3回	・初回接種開始は生後2か月～生後7か月
		1期 追加1回	・3回目の接種終了後6か月～18か月の 間隔をおく
BCG(結核)	生後5か月～ 1歳未満	1回	・生後5か月～8か月
麻疹・風疹(MR)	1歳～2歳未満	1期1回	・1歳～2歳未満
	5歳～7歳未満	2期1回	・5歳～7歳未満(年長児)
水 痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未満	1回目	・生後12か月～15か月
		2回目	・1回目接種終了後、6～12か月の 間隔をおく

日本脳炎	3歳～7歳6か月未満	1期2回	・3歳～4歳
	9歳～13歳未満	1期追加	・4歳～5歳
		2期1回	・9歳～10歳
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳	1回	・小学校6年生になる年度
子宮頸がん ワクチン	小学6年生～ 高校1年生の 女子	3回	・小学校6年生になる年度～高校1年生になる年度



任意予防接種

	対象年齢	回数	標準的な接種時期
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	1歳以上	1回	・1歳以上の未罹患者
インフルエンザ ワクチン	生後6か月～	1回又は 2回	・65歳以上の方は、定期接種 ・上記以外は、任意接種 ・13歳未満は2回接種
新型コロナ ワクチン	生後6か月～	回数・接種時期は年齢により異なりますので、ご希望の方は保健センターへお問合せください。	

子どもがかかりやすい病気

病気	症 状
麻疹 (はしか)	約10～12日間の潜伏期間後、発熱、せき、鼻汁、目やに、発しんが出ます。最初の3～4日は38度前後の熱が出て、一時的に熱が治まったかと思わせ、再び39～40度の高熱と発しんが出てきます。 高熱は3～4日続いた後下がり、発しんもしだいに消えていきます。
風しん (三日はしか)	麻疹に似た発しんが見られますが、数も少なめです。潜伏期間は14～21日です。せき、鼻水はわずかで、2～3日で発しんが消えます。
手足口病	口の中の粘膜や手足の末端に発しんが現れる病気です。潜伏期間は2～7日です。感染力が強く、夏に多い病気です。発しんは1週間程で消えますが、口の中にできた水泡が破れ、痛むことがあります。
水ぼうそう	12～21日間の潜伏期間のあと、軽い発熱に始まり、全身に発しんが広がります。水泡になり、全てかさぶたになったら感染力はなくなります。かゆがるので、手指を清潔にして、他の子との接触を避けるようにしましょう。
溶連菌感染症	2～5日の潜伏期間の後、のどの痛みや高熱、おう吐、発しんがみられます。舌が赤くぶつぶつになることもあります。

第5章 保育園・子育て支援センター

(担当:豊富町立保育園 Tel82-2236)

豊富町立保育園

保育園は、保護者の就労、または病気の状態、家庭において十分に保育することができないなどの事情により保育を必要とする児童を、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

豊富町立保育園は、未満児クラス(0～2歳児)1クラスと、たて割りクラス(3歳児～5歳児)3クラスの計4クラスとなっています。

入園に関するお問い合わせは、豊富町立保育園までお願いします。

一時預かり

保護者のパートタイム就労や疾病(心理的負担含む)・出産・看護・介護などにより、子どもの保育が一時的に必要となった乳児又は幼児について、保育園において一時的に預かり保育をおこなっています。

- ① 預けられる日数
1か月のうち12日以内
ただし、やむを得ない事由の場合は、延長可能
- ② 利用時間
午前8時～午後4時まで
- ③ 利用料金
4時間 900円、8時間 1,800円
4時間以上 1時間あたり 225円
- ④ 手続き
事前に保育園に連絡してから、3日前までに保育園へ申し込みが必要です。



保育料の軽減

2019年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化（給食費は保護者負担）されたため、支払い頂く必要はありません。

また、保育園を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることを目的としています。

対象・・・ 一定所得額未満世帯において、兄又は姉が1人以上いる児童

※ ひとり親世帯等の保育料についても、一定所得未満であれば、第1子から優遇措置があります。

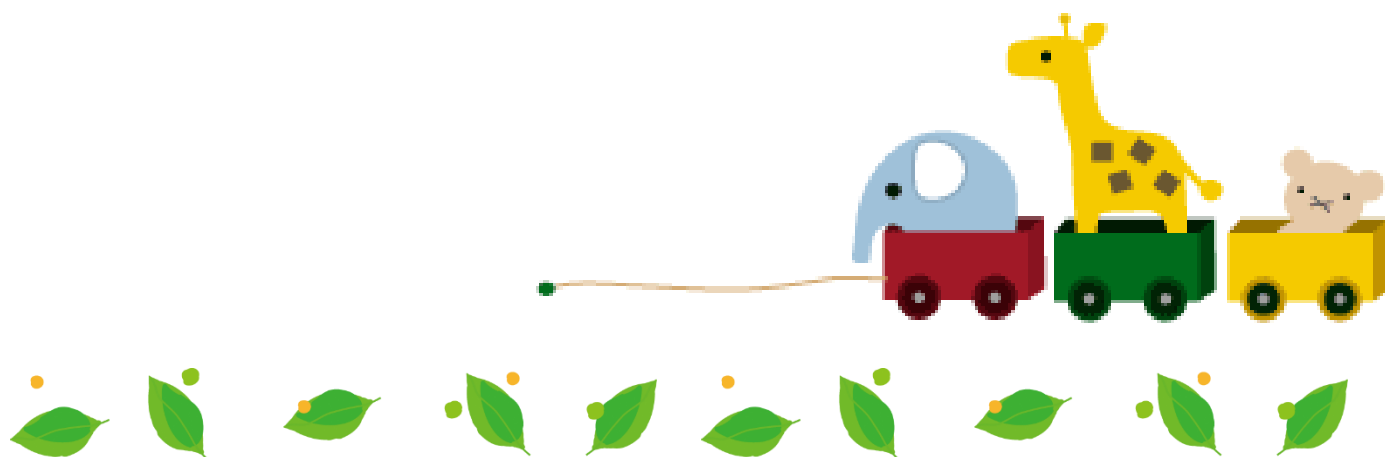
保育園給食費の軽減

2024年4月から、子育て世帯の負担軽減を目的として給食費を半額減免することとなりました。

参考 第1子 4,000円 → 2,000円

第2子 2,000円 → 1,000円

※一定所得額未満世帯は、無償の場合があります。



子育てサロン

子育て支援センターは、乳児向けの「ひよこのお部屋」と幼児向けの「うさぎのお部屋」があります。乳幼児の発達を促す遊具や絵本を揃え、親子で自由に遊んだり交流することができます。

- ① 開催曜日: 毎週月曜日から金曜日
- ② 開催時間: 午前9時～午後4時

ぴよちゃんクラブ

0歳の赤ちゃんとお母さんが集う乳児サークルです。
赤ちゃんの姿を見ながら親同士が交流したり健康や栄養などの講座を実施します。

- ① 対象年齢: 0歳の親子さん
- ② 開催日程: 毎月1回 午前10時～午前11時

子育てサークル

各年齢でサークルを作り、季節の遊びやわらべうたを楽しみます。

- ① 対象年齢: 1歳以上の保育園に入園前の親子さん
- ② 開催日程: 毎月1回 午前10時～午前11時30分



親子遊びの広場

四季折々の親子で楽しめるイベントを開催します。

- ① 対象年齢: 保育園に入園前の親子さん
- ② 事業の開催内容は、町内回覧などで周知します。



チャイルドシートの貸出し

町民を対象として、各種チャイルドシートの貸出しをおこなっています。

子育て相談

子育ての中で感じる不安や迷い悩みなど、どんな事でも相談して下さい。

- ① 相談日: 毎週月曜日～金曜日
- ② 相談時間: 午前9時～午後4時

第6章 小学生になったら(なる時)

(担当:豊富町教育委員会 TEL82-1355)

小学校の入学手続き

①入学通知書

小学校に入学するお子さんのいる世帯には、1月下旬までに教育委員会から入学通知書が送付されます。

- ・入学通知書が届かない。
- ・住所を異動(町内・町外)した。
- ・これから住所を異動する予定がある。
- ・記載事項に誤りがある。

連絡

教育委員会へ！

②学校説明会

小学校からお子さんのいる世帯に、2月下旬までに小学校入学の説明会の通知が送付されます。

なお、通知が来ない場合には、入学通知書に記載された入学する小学校へ連絡して下さい。

③就学時健診

小学校に入学するお子さんの健康診断については、保育園在園中にて健診を受けることになります。

なお、保育園に行っていないお子さんについては、保育園での健診実施時に教育委員会より健診受診の通知をいたします。

小規模特認校制度

小規模特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模校で、児童・生徒の心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で豊かな人間性を培いたいという豊富町内の児童生徒で保護者の希望がある場合に、住所変更をすることなく、正規の通学区域を越える通学を一定の条件のもとに認める制度です。

豊富町教育委員会では、兜沼小中学校を「小規模特認校」に指定しています。

募集定員	各学年5名
募集期間	毎年9月1日から10月31日

通学区域の学校の変更及び区域外通学

就学校の指定及び通学区域は、住所を基に定めており、基本的には居住している住所により学校は指定されます。

ただし、学校教育法施行令第8条の規定により、適正な理由と認められる場合には、保護者の申立てによりその指定した就学校の変更や在学学校を変更することができます。

(申立先)豊富町教育委員会



小学校の転校手続き

(1) 当町での手続き

① 豊富の学校での手続き

- ・在学証明書の発行
- ・転学児童教科用図書給与証明書の発行(町内転校の場合は不要)
- ・PTA安全互助会加入証明書
- ・給食費、PTA会費、学級費、貯金等の整理
- ・その他、学級関係(氏名印、健康カード、成績物等)



- ② 豊富町役場に行って、転出証明書をもらいます。
※ 豊富町教育委員会での手続きは、ありません。

(2) 移転先での手続き

- ① 移転先の市町村役場に行って、転出証明書を提出し、住民登録をします。
- ② 移転先の市町村教育委員会に在学証明書を提示し、入学通知書をもらいます。
- ③ 入学通知書に記載されている学校に行き、次の書類を提出して、入学の手続きを完了します。

- ・入学通知書
- ・在学証明書
- ・転学児童教科用図書給与証明書(町内転校の場合は不要)

(3) 転入に伴う転校手続き

- ① 転入してすぐ新入学になる場合の手続きは、直接教育委員会へ。
- ② 在学中での転入手続きについては、上記(1)、(2)と同様の手続きとなります。

医療費の助成制度

- ①乳幼児等医療費の助成:4ページ参照
- ②重度心身障害者医療費の助成:28ページ参照
- ③ひとり親家庭等医療費の助成:29ページ参照

(担当:役場 町民課 子ども係 Tel73-1036)

児童手当等

- ①児童手当:3ページ参照

児童手当は、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

- ②児童扶養手当:29ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

ファミリー・サポート・センター

6ページ参照

地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

「おねがい会員」は0歳～小学校6年生までの児童を養育している方が対象です。



就学支援

(1)要保護及び準要保護児童生徒就学援助

① 要保護者へ

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であり、教育扶助を受けている方への就学に必要な援助を行います。

② 準要保護者へ

要保護者に準じる程度に保護者が困窮している方への就学に必要な援助を行います。

(2)特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、特別な支援を必要とする児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を行います。

(対象経費)

- ・ 修学旅行費、学用品費、学校給食費など

小学生学校給食費の軽減

2024年4月より、子育て世帯の負担軽減を目的として給食費の半額減免を実施しています。

参考 年間56,000円 → 年間28,000円



その他の支援

(1)学童保育「サロベツ児童クラブ」

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

<概要>

- 名 称 : サロベツ児童クラブ
- 利用施設 : 豊富町定住支援センター内
- 保育時間 : 【学校登校日】放課後から※17:30まで
【学校休業日】 8:30 から※17:30まで
【土 曜 日】 8:30 から 17:30まで(延長不可)

※終了時間について

勤務などの都合で延長が認められる場合があります
(最大18:00ころまで)

<対象児童>

- ・市内の小学校に就学している児童
- ・保護者が就労、疾病、出産などで保育を必要としている児童
- ・上記2つ以外で利用を希望される場合はご相談ください

<保育料>

- 月 額 保 育 料 : 児童1人につき5,000円、2子以降3,000円
- 長期休暇保育料 : 児童1人につき6,000円、2子以降4,000円
- 一時入所保育料 : 1日1,200円、半日600円

<減免>

- ・生活保護世帯・・・免除
- ・要保護又は重要保護世帯・・・免除
- ・災害、病気などで保護者の収入が著しく減少した場合・・・免除又は減額

※減免申請書の提出が必要です。教育委員会(学童保育)までご相談ください。

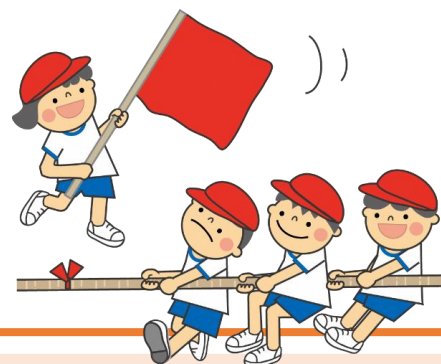
<申請書提出先>

- ・豊富町教育委員会 社会教育係 ☎ 0162-82-1355
- ・学童保育(定住支援センター内) ☎ 0162-82-3760

(2) 放課後子ども教室「チャレンジくらぶ」

豊富小学校区を対象として、放課後に子どもたちに安全・安心で健やかな活動拠点(居場所)の確保、地域の多様な大人の参画を得て、様々な体験・交流・学習活動の機会を与えることを目的に実施しています。

- ・開設場所:豊富小学校の教室
- ・開設回数:年間 50回程度
- ・開催曜日:水曜日、金曜日
- ・開催時間:放課後のおおむね14時30分～16時30分
- ・参加対象:豊富小学校の児童
- ・参加費用:保険料相当額、その他必要に応じ徴収



第7章 中学生になったら(なる時)

(担当:豊富町教育委員会 TEL82-1355)

中学校の入学手続き

①入学通知書

小学校6年生を対象に、1月下旬頃に教育委員会から中学校入学通知書が送付されます。

- ・入学通知書が届かない。
- ・住所を異動(町内・町外)した。
- ・これから住所を異動する予定がある。
- ・記載事項に誤りがある。

連絡

教育委員会へ！

②学校説明会

中学校に入学するお子さんのいる世帯に、2月中下旬頃までに中学校入学の説明会の通知が送付されます。

なお、通知が来ない場合には、入学通知書に記載された入学する中学校へ連絡して下さい。

小規模特認校制度

小規模特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模校で、児童・生徒の心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で豊かな人間性を培いたいという豊富町内の児童生徒で保護者の希望がある場合に、住所変更をすることなく、正規の通学区域を越える通学を一定の条件のもとに認める制度です。

豊富町教育委員会では、兜沼小中学校を「小規模特認校」に指定しています。

募集定員 各学年5名
募集期間 毎年9月1日から10月31日

通学区域の学校の変更及び区域外通学

就学校の指定及び通学区域は、住所を基に定めており、基本的には居住している住所により学校は指定されます。

ただし、学校教育法施行令第8条の規定により、適正な理由と認められる場合には、保護者の申立てによりその指定した就学校の変更や在学学校を変更することができます。

(申立先)豊富町教育委員会

中学校の転校手続き

(1)当町での手続き

① 豊富の学校での手続き

- ・在学証明書の発行
- ・転学生徒教科用図書給与証明書の発行(町内転校の場合は不要)
- ・PTA安全互助会加入証明書
- ・給食費、PTA会費、学級費、貯金等の整理
- ・その他、学級関係(氏名印、健康カード、成績物等)

- ② 豊富町役場に行って、転出証明書をもらいます。
※ 豊富町教育委員会での手続きは、ありません。

(2)移転先での手続き

- ① 移転先の市町村役場に行って、転出証明書を提出し、住民登録をします。
- ② 移転先の市町村教育委員会に在学証明書を提示し、入学通知書をもらいます。
- ③ 入学通知書に記載されている学校に行き、次の書類を提出して、入学の手続きを完了します。
- ・入学通知書
 - ・在学証明書
 - ・転学生徒教科用図書給与証明書(町内転校の場合は不要)

(3)転入に伴う転校手続き

- ① 転入してすぐ新入学になる場合の手続きは、直接教育委員会へ。
- ② 在学中での転入手続きについては、上記(1)、(2)と同様の手続きとなります。

医療費の助成制度

- ①乳幼児等医療費の助成:4ページ参照
②重度心身障害者医療費の助成:28ページ参照
③ひとり親家庭等医療費の助成:29ページ参照



児童手当等

①児童手当:3ページ参照

児童手当は、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

②児童扶養手当:29ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

(担当:豊富町教育委員会 Tel82-1355)

中学生学校給食費の軽減

2024年4月より、子育て世帯の負担軽減を目的として給食費の半額減免を実施しています。

参考 年間68,000円 → 年間34,000円

就学支援

(1)要保護及び準要保護児童生徒就学援助

① 要保護者へ

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であり、教育扶助を受けている方への就学に必要な援助を行います。

② 準要保護者へ

要保護者に準じる程度に保護者が困窮している方への就学に必要な援助を行います。

(2)特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、特別な支援を必要とする児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を行います。

(対象経費)

- ・ 修学旅行費、学用品費、学校給食費など



第8章 高校生への支援

(担当:豊富町教育委員会 Tel82-1355)

豊富町修学資金貸付

豊富町では、大学(短期大学を含む)及び修学年限が2年以上の町長が認める専門学校に在学する学生で、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学に必要な資金を貸付けいたします。

(担当:豊富町教育委員会 Tel82-1355)

豊富高等学校資格検定料の助成

豊富高等学校の生徒が、在学中に受検する資格検定試験の検定料を全額助成いたします。助成を受けようとする生徒の保護者は、町が定めた申請書を豊富高等学校へ請求してください。

豊富高等学校入学生への制服費等の助成

豊富高等学校へ入学(転編入を含む)する際に、豊富高等学校が指定する制服等の購入費用を全額助成いたします。

また、BYODによる1人1台の情報端末を活用した授業が始まっていることから、入学時に購入した情報端末の購入費用の一部を助成いたします。

(お問合せ先:各高等学校、関係機関)

高等学校等就学支援金

平成26年4月から国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が一定の金額未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書(市町村民税所得割額が記載されたもの)と申請書の提出が必要です。

その他の奨学金制度

高校・大学や短期大学、専門学校等への進学等への支援制度として、地方自治体の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、民間の奨学金、学校独自の奨学金などがありますので、各関係機関もしくは学校等へお問合せください。

(担当:役場 保健推進課 保険給付係 Tel73-1340)

医療費の助成制度

- ①乳幼児等医療費の助成:4ページ参照
- ②重度心身障害者医療費の助成:28ページ参照
- ③ひとり親家庭等医療費の助成:29ページ参照



児童手当等

①児童手当:3ページ参照

児童手当は、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

②児童扶養手当:29ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。



第9章 障がいのある子のために

(担当:役場 町民課 社会福祉係 Tel73-1038)

障がい者のための手帳

各種手帳の交付を希望する場合、役場で申請手続きが必要となります。

① 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

＜手続きに必要なもの＞

- 医師の診断書 ●印鑑 ●写真(縦4cm×横3cm)
- マイナンバーカード等

② 療育手帳

知的に障がいがあると児童相談所などで判断された方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

＜手続きに必要なもの＞

- 印鑑 ●写真(縦4cm×横3cm) ●マイナンバーカード等

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神及び発達に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

＜手続きに必要なもの＞

- 医師の診断書若しくは年金証書 ●印鑑 ●写真(縦4cm×横3cm)
- マイナンバーカード等

(担当:役場 町民課 社会福祉係Tel73-1038、子ども係 Tel73-1036)

各種手当等

① 障害児福祉手当 (社会福祉係)

身体又は精神に重度の障がいを持ち、日常の在宅生活で介護を必要とする、20歳未満の方に支給されます。

＜手続きに必要なもの＞

- 身体障害者手帳、療育手帳(なくても申請できます)
- 所定の認定請求書
- 診断書
- (※障がいの程度で、診断書の提出を省略できる場合があります。)
- マイナンバーカード等 ●本人名義の振込先預金通帳 ●印鑑



各種手当等（続き）

② 特別児童扶養手当（子ども係）

身体や知的に障がいのある20歳未満の子の保護者に対して支給されます。それぞれの要件を満たしていれば、児童扶養手当と併せて受給できる場合もあります。

＜手続きに必要なもの＞

- 身体障害者手帳、療育手帳(なくても申請できます)
- 所定の認定請求書
- 診断書
(※障がいの程度で、診断書の提出を省略できる場合があります。)
- 戸籍謄本 ●認定請求者の振込先口座申出書及び振込先預金通帳
- 印鑑 ●マイナンバーカード等

③ 特別障害者手当（社会福祉係）

精神や身体に重度の障がいを持ち、在宅生活をしている方の精神的負担、経済的負担を軽減する目的で支給されます。

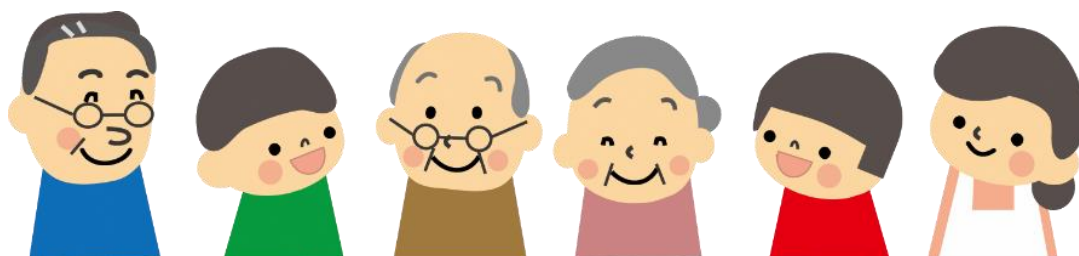
＜手続きに必要なもの＞

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 特別障害者手当認定請求書
- 所得現況届 ●本人の振込先預金通帳 ●印鑑

④心身障害者扶養共済制度

この制度は、障がいのある方を扶養している保護者の方が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

手続きについてのお問合せは、役場社会福祉係もしくは北海道障がい者保健福祉課へご相談ください。



子ども早期療育通園等支援事業

子どもの療育等を目的に通園または通院している児童等に対し、通園または通院に要した費用の一部を助成します。

<対象者>

療育等のために通園または通院する下記該当児童の保護者

- 障害児通所受給者証
- 障害者手帳(身体・療育・精神)
- 特別児童扶養手当受給証明書 等

<対象期間>

- 障害福祉サービス事業所(障害者総合支援法・児童福祉法)
- 医療機関(発達や障害等に関連する定期的な受診のみ対象)

<対象経費>

- 公共交通機関利用…交通費
- 自家用車利用 …燃料費
- 宿泊施設利用 …宿泊費(片道150km未満は除く)

障がい児通所支援

① 児童発達支援

通所利用の未就学の児童が利用し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を促進します。

② 医療型児童発達支援

通所利用の上肢、下肢または体幹機能に障がい(肢体不自由)のある児童が利用し、児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

④ 保育所等訪問支援

今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

福祉灯油の支給

豊富町では、ひとり親世帯、障害年金受給者がいる世帯、65歳以上の高齢者世帯で、世帯全員が非課税の世帯に、150%の給油券等を配布しています。

<手続きに必要なもの>

- 世帯の代表者印鑑(代理申請の場合:代理の方の印鑑)
- 児童扶養手当証書(ひとり親世帯)
- 障害年金受給証書(障がい者世帯)



重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳(総合判定1級・2級、または個別障がい3級の内臓障害のみ)や療育手帳(A判定)が交付されている方などの健康の保持を図るため、医療費の一部を助成します。(※所得の制限があります。)

<手続きに必要なもの>

- ※健康保険証
- 印鑑
- 身体障害者手帳 / 療育手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 医師の診断書
- マイナンバーを確認できる書類
- 転入された方は、所得と課税状況を証明する書類

(担当:役場 町民課 社会福祉係 TEL73-1038)

自立支援医療制度

<更生医療>

身体障害者(18歳以上)で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる方に対して提供されます。

<育成医療>

児童福祉法に規定する障がい児(18歳未満)で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる方に対して提供されます。

<手続きに必要なもの>

- 自立支援医療支給認定申請書
- 自立支援医療の医師の意見書
- 身体障害者手帳(交付されている方のみ)
- ※健康保険証
- 印鑑
- 課税所得証明書
- 特定疾病療養受領証(交付されている方のみ)



<精神通院医療>

精神疾患(てんかん含む)で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある方に対して、その通院医療に係る自立支援医療費の自己負担分を軽減するものです。

<手続きに必要なもの>

- 自立支援医療支給認定申請書
- 通院医療費公費負担患者票
- 医師の診断書
- ※健康保険証
- 印鑑
- 町民税の課税・非課税が確認できるもの
- マイナンバーを確認できる書類

第10章 ひとり親家庭への支援

(担当:役場 町民課 子ども係 TEL73-1036)

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、又は父母に代わって養育している方に支給されます。

＜手続きに必要なもの＞

- 印鑑 ●※健康保険証(世帯全員分) ●マイナンバー(世帯全員分)
- 申請者の預金通帳 ●年金手帳
- 転入された方は所得課税証明書
(状況によって、戸籍謄本が必要になる場合があります)

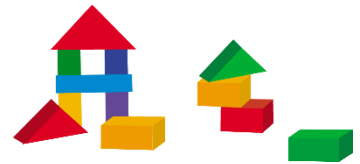
(担当:役場 保健推進課 保険給付係 TEL73-1340)

ひとり親家庭等医療費の助成

母子家庭の母または父子家庭の父、及び子どもの健康の保持を図るため、医療費の一部を助成します。(※所得の制限があります。)

＜手続きに必要なもの＞

- 印鑑
- ※健康保険証
- マイナンバーを確認できる書類
- 転入された方は所得と課税状況を証明する書類
- 在学証明書等(18歳以上20歳未満で扶養されている方)



(担当:役場 町民課 社会福祉係 TEL73-1038)

生活などの相談

ひとり親家庭等に対し関係機関と連携し、生活等の相談指導体制の充実や、社会的自立に必要な情報を提供しますので、お気軽に担当係へご相談ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するとともに、児童の福祉の増進のため、北海道では貸付けをおこなっています。

貸付けにあたっては、審査がおこなわれますのでお早めに担当係へご相談ください。



福祉灯油の支給

豊富町では、ひとり親世帯、障害年金受給者がいる世帯、65歳以上の高齢者世帯で、世帯全員が非課税の世帯に、150ℓの給油券等を配布しています。

＜手続きに必要なもの＞

- 世帯の代表者印鑑(代理申請の場合:代理の方の印鑑)
- 児童扶養手当証書(ひとり親世帯)
- 障害年金年金証書(障がい者世帯)

(担当:宗谷総合振興局 子ども子育て支援係 Tel33-2621)

就労支援（資格取得のための給付金）

＜自立支援教育訓練給付金＞

就職を目指して技能を身につけるため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した際に、受講料の一部を支給します。

＜高等職業訓練促進給付金＞

看護師等の資格を取得する際に、生活費の負担軽減を図るため支給します。

＜高等学校卒業程度認定試験合格支援事業＞

高卒認定試験合格のための講座を受講した際に、受講費用一部を支給します。



第11章 その他の支援

(担当:保健センター TEL82-3761)

不妊治療費の助成

一般不妊治療及び体外受精及び顕微授精の経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができずに、子どもを持つことを諦めざるを得ない状況にある方も少なくないことに鑑み、費用の助成をします。

不育治療費の助成

不育症の適切な治療を受ければ、8割の方が無事出産できるとの専門医の評価に基づき、不育症の治療の経済的負担が重いことから十分な治療等を受けることができずに、子どもを持つことを諦めざるを得ない状況にある方も少なくないことを鑑み、費用の一部を助成します。

(担当:役場 町民課 社会福祉係 TEL73-1038)

民生委員・児童委員活動

各担当地区で支援が必要な児童の把握と地域における身近な相談相手・見守り活動の実施及び主任児童委員と各学校や関係機関との連携をおこなっています。

(担当:役場 町民課 子ども係 TEL73-1036)

児童虐待の早期発見

児童虐待の未然防止・早期発見に努め、必要に応じ要保護児童対策地域協議会の開催において、関係機関との連携や支援体制の構築など強化に努めています。

(担当:宗谷総合振興局 子ども子育て支援係 TEL33-2621)

どさんこ・子育て特典カード

＜対象となるご家庭＞

●妊娠中の方がいるご家庭 ●0歳～小学校6年生までの子どもがいるご家庭

＜利用方法＞

協賛店舗を利用した際に、どさんこ・子育て特典カードを提示(氏名・生年月日の記載必須)することで、割引等のサービスが受けられます。

＜配布場所＞

●役場 町民課 子ども係 / 保健センター(定住支援センター内)

＜協賛店舗・特典サービス＞

協賛店舗には、協賛ステッカーが提示されていますので、特典を受ける際の目印にしてください。また、北海道内の協賛店舗・施設・特典サービスについては、北海道のホームページをご覧ください。

関係連絡先

豊富町役場 町民課子ども係 TEL 73-1036

豊富町役場 町民課社会福祉係 TEL 73-1038

豊富町役場 町民課戸籍住民係 TEL 73-1028

豊富町役場 財政課税務係 TEL 73-1772

豊富町役場 農林水産課酪農振興係 TEL 73-1352

豊富町役場 保健推進課保険給付係 TEL 73-1340

豊富町保健センター TEL 82-3761

豊富町立保育園 TEL 82-2236

豊富町子育て支援センター TEL 82-3588

豊富町教育委員会 TEL 82-1355

豊富町国民健康保険診療所 TEL 82-1515

消防署豊富支署 TEL 82-2005

豊富小学校 TEL 82-1707

豊富中学校 TEL 82-1708

兜沼小中学校 TEL 84-2007

豊富高等学校 TEL 82-1709



豊 富 町

とよとみちょう



豊富町ホームページ・公式SNSも随時更新中！

豊富町ホームページ



豊富町公式Facebookページ



豊富町公式Instagram



豊富町公式LINEアカウント

